

第1節 一人一人が主役のまち

施策
45

まちづくりの推進
市民主体の



施策の目指す姿

地域コミュニティへの参加意識が高まり、市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わっています。

施策の成果指標

成果指標名		自治会加入世帯数
実績値	令和6(2024)年度	43,597世帯
目標値	令和12(2030)年度	実績値を維持する



施策の現状

- 自治会と行政が連携して、様々な課題解決に取り組んでおり、自治会をはじめとした地域コミュニティが担う役割は拡大しています。
- 集会所の増改築・改修などに対して補助金を交付し、地域コミュニティ施設の整備を支援しています。
- 地域の課題を解決するための人材育成やその人材を生かす仕組みづくりに向け、さやま市民大学を運営しています。

施策の課題

- 人口減少や高齢化の更なる進行など、社会環境の変化が加速するなか、主体的にまちづくりに取り組む担い手の育成が必要です。
- 自治会への加入や地域コミュニティへの参加を一層促進するための幅広い世代が活動に参加できる仕組みづくりと施設の整備などの支援が必要です。

主なとりくみ

(1)地域コミュニティの活性化の促進

- 自治会活動を支援するとともに、自治会連合会などと連携し、自治会への加入を促進します。
- 自治会や社会福祉協議会、PTA、消防団、市民活動団体などと連携し、地域コミュニティの形成を促進します。
- 地域の特色を生かしたまちづくりに向け、地区まちづくり推進会議などを中心として、市民同士のつながりを強化するとともに、地域課題の解決や地域の活性化への主体的な参加を促進します。

(2)地域コミュニティ施設整備の支援

- 集会所の建築や改修、借上げなどへの助成を行い、地域コミュニティ施設の整備を支援します。

(3)まちづくりを担う人材の育成

- さやま市民大学を拠点として、幅広い世代の多様な人材の育成を図ります。

関連個別計画

第1節 一人一人が主役のまち

施策
46

男女共同参画の推進



施策の目指す姿

男女が互いの人権を尊重し、多様な個性を認め合い、性別に関わりなく市民一人一人が個性と能力を発揮しています。

施策の成果指標

成果指標名		審議会などにおける女性委員の登用率
実績値	令和6(2024)年度	32.3%
目標値	令和12(2030)年度	40%



施策の現状

- 女性の社会進出が進むなかで、依然として根強く残る性別による固定的役割分担意識や男女の格差の解消に向けた啓発活動や講座、セミナーなどを行っています。
- 配偶者などによる暴力(DV「ドメスティック・バイオレンス」)の相談件数は増加傾向であり、その内容も深刻化していることから、DV防止の啓発活動やDV被害者への相談支援を行っています。
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行により、性的マイノリティへの理解増進の必要性が高まっていることから、啓発活動を行うとともに、令和3(2021)年10月からはパートナーシップ宣誓制度を開始するなど、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでいます。

施策の課題

- 多様性が認められた男女共同参画の推進や女性活躍の推進に向け、DVの防止や多様な就労環境の整備、女性の政策・方針決定への参画、意識啓発などの更なる取組が必要です。

主なとりくみ

(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 男女が互いの人権を尊重し、多様性が認められる社会の実現に向けて啓発活動を推進します。
- 性別に関わらず、子育てや介護などの家庭生活と仕事の両立が可能となるよう、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を推進します。
- DV防止に向け、啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

(2)女性の活躍の推進

- 女性があらゆる分野の政策・方針決定過程から参画できる機会の拡充を図ります。
- 個人の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、多様な働き方の普及を図ります。

関連個別計画

第5次狭山市男女共同参画プラン



第2節 災害対応に優れたまち

施策
47

危機管理防災体制の充実



施策の目指す姿

複雑化・多様化する危機に対応した
危機管理防災体制が整備され、
自然災害や不測の事態に迅速かつ的確な対応を行うことで、
市民生活の安全が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名		自治会などにおける自主防災組織の結成数
実績値	令和6(2024)年度	96組織
目標値	令和12(2030)年度	99組織



施策の現状

- 自然災害や市民生活を脅かす事態に備えるため、「地域防災計画」や「国民保護に関する計画」を策定し、適宜見直すことで、危機管理防災体制の充実に取り組んでいます。
- 地域防災の充実と強化に向け、自主防災組織[※]の結成や地域の防災リーダーの育成支援を行うとともに、企業が有する資源や人材を活用した、防災・減災に資する協定の締結を進めています。
- 脅威を増す自然災害に備えるため、防災行政無線のデジタル化や自走式トイレカーの導入など防災設備の充実と備蓄品の安定確保を進めています。

施策の課題

- 南海トラフ巨大地震や首都直下型地震、富士山噴火など今後想定される大規模災害や市民生活を脅かす様々な危機に対する最新の被害想定やリスクを踏まえ、危機管理防災体制の不断の見直しを行うことが必要です。
- 行政だけで災害対応を行うことには限界があるため、「狭山市防災基本条例」に基づき、自らの命を守る「自助」、地域住民が協力して助け合う「共助」、行政が主体となって行う「公助」が相互に連携・協力し、防災対策に取り組んでいくことが必要です。
- 災害発生時における、高齢者や障害者など配慮が必要な方への避難のための支援体制を充実するとともに、災害関連死の防止と避難者の人権尊重に視点を置いた、避難生活における良好な生活環境の確保が必要です。

主なとりくみ

(1)個別行動マニュアルの整備と初動体制の強化

- 「地域防災計画」や「業務継続計画」、「国民保護に関する計画」に基づく個別行動マニュアルの整備と、PDCAサイクルに基づいた随時の見直しを行うとともに、各種訓練の実施により自主防災組織や防災関係機関、各種関係団体などとの連携の強化を図ります。
- 自衛隊や警察との連携による総合的な危機管理防災体制のもと、災害時における初動体制の強化を図ります。

(2)自助・共助による地域防災力の向上

- 市民の防災に関する知識や災害時に適切に行動できる力を身につけるための普及啓発を図ります。
- 市全域にわたる自主防災組織の育成と強化を図ります。また、自治会と連携し、避難行動要支援者避難支援体制の強化を図ります。
- 自治会や自主防災組織、事業者、学校など地域の住民などが、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成を支援します。

(3)災害応急対策の充実

- 災害時に必要となる物資や資機材の配備と備蓄品の充実を図るとともに、老朽化した大型備蓄倉庫の改修と防災設備の維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実を図ります。

関連個別計画

狭山市地域防災計画
国民保護に関する狭山市計画

狭山市地域強靱化計画
狭山市業務継続計画

第2節 災害対応に優れたまち

施策
48

消防・救急体制の充実



施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、
埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、
頻発化・激甚化する災害などへの対応が
迅速かつ的確に行われています。

施策の成果指標

成果指標名		消防団員数(4月1日時点)
実績値	令和6(2024)年度	237人
目標値	令和12(2030)年度	250人



施策の現状

- 本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市で構成する埼玉西部消防組合により、市域に捉われない対応による初動体制の強化や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が図られています。
- 埼玉西部消防組合と構成5市の消防団の連携が強化され、災害情報を即時に配信し、速やかな参集につながる体制が構築されています。
- 「狭山市消防団の組織の再編と施設などの整備に関する基本方針」を策定し、地域防災体制の再編と計画的な施設整備を推進しているほか、女性消防団員による火災予防や応急手当指導、地域での訓練指導などの活動も積極的に行っています。
- 更なる地域防災力の強化に向け、特定の活動や役割に限定した機能別団員制度[※]を導入し、消防団員の担い手の幅を広げています。

施策の課題

- 頻発化・激甚化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との一層の連携を推進するとともに、減少・高齢化が進む消防団の組織を再編するなど地域の防災体制を充実強化することが必要です。

主なとりくみ

(1) 埼玉西部消防組合との連携の推進

- 市民の生命・身体・財産の保護と様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との一層の連携を推進するとともに、消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援します。

(2) 消防団の充実と強化

- 様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を図ります。
- 地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進します。
- 火災予防・広報団員、OB団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や役割のみに参加する機能別団員制度を運用し、団員数の増加を図ります。

関連個別計画

狭山市消防団の組織の再編と施設などの整備に関する基本方針

第3節 安全・安心に暮らせるまち

施策
49

交通安全対策の充実



施策の目指す姿

市民一人一人の交通ルールやマナーの遵守と、
交通安全施設の適切な整備により、
市内の交通事故が減少しています。

施策の成果指標

成果指標名		市内で発生した人身事故件数
実績値	令和6(2024)年度	281件
目標値	令和12(2030)年度	253件



施策の現状

- 交通安全意識の高揚に向け、未就学児から高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教室を開催しているほか、自治会や交通安全関係団体、関係機関などと連携し、街頭啓発活動や交通事故の防止活動を行っています。
- 路面標示や道路反射鏡、道路照明灯などの整備を推進しているほか、スクールゾーンやキッズゾーン、ゾーン30[※]に指定された区域内における歩行者などの安全対策を推進しています。
- 高齢運転者の事故防止に向け、運転免許証の自主返納を促進しています。

施策の課題

- 交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚と交通安全施設の適切な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1)関係機関と連携した交通安全意識の高揚

- 学校や地域コミュニティと連携し、こどもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールへの理解を深めるとともに、交通安全に関する啓発活動を推進します。

(2)事故多発地点などへの交通安全施設の整備

- 学校や警察、道路管理者などの関係機関と連携し、交通安全施設の点検の強化を図るとともに、安全で快適な道路交通環境の整備を推進します。

関連個別計画

第2次狭山市都市計画マスタープラン

第3節 安全・安心に暮らせるまち

施策
50

地域防犯対策の推進



施策の目指す姿

市民や警察、関係団体と連携した防犯活動や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まり、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の成果指標

成果指標名		人口1,000人あたりの刑法犯認知件数
実績値	令和6(2024)年度	5.3件
目標値	令和12(2030)年度	4.9件



施策の現状

- 犯罪の手口や種類が多様化するなか、地域防犯パトロールなどの防犯活動のほか、公式ホームページやSNSなどにより防犯に関する情報を発信し、市民の防犯意識の高揚に取り組んでいます。
- 警察や関係機関と連携し、防犯意識の啓発などを行っているほか、自主防犯組織として地域防犯ネットワーク(アポック)が組織され、地域で活発な防犯活動が行われています。
- 犯罪発生の防止に向け、防犯上、危険と認識される市内各所へ防犯カメラを設置しているほか、LED防犯灯の整備を推進しています。

施策の課題

- 安全で住みよい地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動・防犯対策の推進と防犯意識の高揚が必要です。
- 民家などへの侵入盗や自転車盗が多発しているため、広域的な防犯対策の推進が必要です。

主なとりくみ

(1)地域防犯活動の推進

- 警察や関係機関と連携して防犯活動を推進するとともに、自治会などの地域住民や地域防犯ネットワーク(アポック)を中心とした自主防犯組織による防犯・見守り活動を支援し、更なる防犯体制の強化を図ります。
- 通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを推進します。
- 警察などから入手した防犯に関する情報を迅速に発信するとともに、自治会や関係団体などと連携した啓発活動を通じ、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 巧妙化する振り込め詐欺や預貯金詐欺をはじめとした特殊詐欺被害の防止に向け、地域全体での注意喚起を図るとともに、SNSなどを活用した情報発信を推進します。

(2)防犯設備の充実

- 犯罪の発生を未然に防止する環境の整備に向け、防犯上、危険と認識される場所への防犯灯や防犯カメラの設置を推進します。

関連個別計画



第3節 安全・安心に暮らせるまち

施策
51

消費生活相談の充実
市民相談と



施策の目指す姿

市民がいつでも身近に利用できる相談窓口体制が充実し、安心した暮らしが実現されています。

また、市民一人一人の消費生活に対する意識が高まり、安全・安心な消費生活が実現されています。

施策の成果指標

成果指標名		消費生活相談の件数
実績値	令和6(2024)年度	1,423件
目標値	令和12(2030)年度	1,089件



施策の現状

- 市民の多様な相談に対応するため、法律や税務、行政相談などに関し、各専門相談員を配置しています。
- 令和5(2023)年7月に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者などへの支援に取り組んでいます。
- 消費生活相談については、消費生活専門相談員や消費生活アドバイザーが対応しているほか、法律的な対応が必要な場合は、弁護士による相談対応を行っています。
- 消費者被害を未然に防止するため、広報紙や公式ホームページ、SNSなどにより情報を発信しているほか、消費生活講演会やくらしの移動教室など開催し、消費生活に関する意識の啓発に取り組んでいます。

施策の課題

- 複雑化・多様化する相談ニーズに対応するため、更なる市民相談の充実が必要です。
- 消費者被害を未然に防止するため、適切な情報発信と消費者の意識啓発が必要です。

主なとりくみ

(1)市民相談の充実

- 複雑化・多様化する相談ニーズに総合的に対応するための専門相談の充実や、相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携・協力を図りながら、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発活動や犯罪被害者などへの支援の充実を図ります。

(2)安全・安心な消費生活の推進

- 消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に発信します。
- 複雑化・多様化する消費者被害への対応や、消費者の権利と利益を擁護するための専門相談員による消費生活相談など、安全・安心な消費生活の実現に向け、相談体制の充実を図ります。
- 幅広い年代に対応した講座や講演会などを開催するとともに、消費者トラブルに関する情報と対処方法の周知などの啓発活動を推進し、消費生活に対する意識の高揚を図ります。

関連個別計画

第3節 安全・安心に暮らせるまち

施策
52

整備の推進
基地周辺環境の



施策の目指す姿

入間基地に起因する障害が最小限に抑えられ、
基地周辺の生活環境が適切に整備されることで、
市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の成果指標

成果指標名		国の関係諸機関への要望活動の実施回数
実績値	令和6(2024)年度	6回
目標値	令和12(2030)年度	6回



施策の現状

- 入間基地に起因する航空機などの飛行による騒音や振動の被害について、国や基地に対し、その解消・軽減のための対策を講じるよう要望しています。
- 防衛施設が所在する他の自治体と、様々な機会を通じて積極的な情報交換を行っています。
- 入間基地に起因する障害の軽減対策として、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路・防災施設などの整備を推進しています。

施策の課題

- 入間基地に起因する障害の軽減による基地周辺の生活環境の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 要望活動の推進

- 航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、入間基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。
- 住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2) 基地対策事業の推進

- 公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的な施設の更新を推進します。
- 道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
- 入間基地に起因する障害の解消に向け、関係機関と連携して周辺住民の生活環境の向上を図ります。

(3) 基地対策の周知

- 周辺住民が安心して生活できるよう、入間基地に起因する障害やその防止対策、国の補助事業などの情報を発信します。

関連個別計画